

双葉地方広域市町村圏組合廃棄物（ごみ）受入基準

令和8年4月1日

1 目的

この受入基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び双葉地方広域市町村圏組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和58年10月1日組合条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、双葉地方の区域内で生じた廃棄物（ごみ）を南部衛生センター及び北部衛生センター（以下「本施設」という。）へ、住民及び事業者が自ら搬入する場合（以下「自己搬入」という。）並びに条例第8条第2項の規定による許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）が搬入する場合について、廃棄物受入の適正化を図るために必要な事項を定める。

2 用語の定義

この受入基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 生活系廃棄物 家庭生活において生じた廃棄物で以下に規定する事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 資源ごみ 分別区分に従い分別した資源物になる廃棄物をいう。

3 搬入対象物

双葉地方の区域内で生じた廃棄物で、生活系廃棄物、事業系一般廃棄物及び資源ごみを対象物とする。

4 搬入条件

- (1) 搬入対象物の分別区分の詳細及び搬入条件詳細は、別表のとおりとする。
- (2) 自己搬入する者が同一の者である場合の1日当たりに搬入できる量は、紙より高カロリーの廃棄物（プラスチック類）は100 kg以下とし、分別区分に関わりなく搬入できる総量は2,000 kg以下とする。また、同一の事業者が複数の許可業者へ廃棄物の運搬を委託した場合であっても、1日当たり搬入できる量は同様とする。但し、搬入物及びその量について、施設管理者と事前に協議し許可した場合は、許可のとおりとする。
- (3) 搬入物については、職員が全量検査を実施するため、自己搬入する者は、一定時間を要することを含め検査に協力しなければならない。
- (4) 自己搬入する者は、搬入物の荷下ろし作業等の安全確保のため、職員の指示に従わなければならない。
- (5) 自己搬入する者が搬入物の荷下ろし作業等を一人でできない場合は、二人以上で来所し荷下ろし作業等に当たらなければならない。

(6) 次のいずれかに該当すると認めた場合は、搬入停止若しくは必要な指示をする。

①搬入を停止する場合

- ・廃棄物の発生場所が双葉地方以外であることが判明した場合
- ・職員による搬入物検査に協力しない又は拒否した場合
- ・搬入対象物以外の廃棄物の場合
- ・搬入量の制限等を遵守しない場合

②分別のうえ搬入を許可する場合

- ・搬入対象物以外のものと混在している場合

(7) 次に掲げるものは、本施設において処理できないため搬入しないこと。

①有害性のあるもの

②危険性のあるもの

③引火性のあるもの

④著しく悪臭を発するもの

⑤液状又は粉状のもの

⑥特別管理一般廃棄物

⑦家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法に基づき処理するもの

(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン等)

⑧自動車リサイクル法に基づき処理するもの

(自動車、自動二輪、バッテリーやタイヤなど付属する部品等)

⑨産業廃棄物

(農機具、農業用ビニール、農業用苗箱、農薬、建築廃材、医療廃棄物等)

⑩本施設で処理できないもの

(ガスボンベ、消火器、化学薬品、廃油、石油類、土砂、ブロック、瓦、がれき等)

(神棚、神具、神棚飾り、仏壇、仏具、仏壇飾り等)

(塩化ビニールパイプ、フロンガスを使用する冷風機・除湿機(器)等)

⑪その他本施設の管理運営に支障をきたす恐れのあるもの

5 搬入の注意事項

(1) 搬入可能日

①土日祝祭日を除く平日及び毎月1回の祝日又は日曜日の午前とする。但し、12月29日から1月3日は、搬入休止とする。

・南部衛生センター(Tel0240-25-4609 〒979-0606 檜葉町大字上繁岡字山神160-2)

・北部衛生センター(Tel0240-35-5454 〒979-1506 浪江町大字室原字於喜津4-1)

(2) 搬入可能時間

①午前8時30分から午前11時30分(正午までに荷下ろし計量を終えること)

②午後1時から午後4時15分(午後4時30分までに荷下ろし計量を終えること)

③月1回の祝日又は日曜日は、生活系に限り午前8時30分から11時30分

(3) 搬入可能区域及び搬入先の指定

- ①住民による自己搬入については次のとおりとする。なお、国の避難指示区域の指定等に伴い、自己搬入並びに搬入先については異なる場合がある。

(凡例) 南部：南部衛生センター、北部：北部衛生センター

町 村 名	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
広 野 町	南部	南部	南部	南部
檜 葉 町	南部	南部	南部	南部
富 岡 町	南部	南部	南部	南部
川 内 村	南部	南部	南部	南部
大 熊 町	南部	南部	南部	南部
双 葉 町	北部	北部	北部	北部
浪 江 町	北部	北部	北部	北部
葛 尾 村	北部	北部	北部	北部

- ②事業者の自己搬入及び許可業者の搬入については、南部衛生センターのみとする。

(4) 搬入物の処理手数料

- ①生活系廃棄物の分別区分に従い分別し、本組合指定ごみ袋を使用したものは無料とし、指定ごみ袋を使用していないものは次のとおりとする。

	廃棄物の区分	料 金
生活系廃棄物	可燃ごみ	55 円／10 kg
	不燃ごみ及び粗大ごみ	90 円／10 kg
	資源ごみ	45 円／10 kg
	動物（ペット等）の死体処理 ※指定ごみ袋は使用しないこと。	犬、猫、サル 1 頭につき 500 円

- ②事業系一般廃棄物及び許可業者の搬入物は、本組合指定ごみ袋の使用の有無に関わらず次のとおりとする。

	廃棄物の区分	料 金
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	100 円／10 kg
	不燃ごみ及び粗大ごみ	150 円／10 kg
	資源ごみ	80 円／10 kg

6 その他

本施設の受入れについては、受入基準に定めるほか、必要な事項は施設管理者が定める。

別表

○分別区分の詳細及び搬入条件詳細

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
可燃 ごみ	資源ごみに分別できない燃やせるごみ ①内容物を確認するため、結束されているもの、ダンボール箱詰等は、原則として開梱し、職員による検査を受けた後、ごみピットに投入すること。 ②搬入物の長辺は、0.5m以内とする。(0.5m以下に切断済みであること。) ③紙より高カロリーの廃棄物（プラスチック類）等は、同一搬入者 1 日 100 kg以下とする。				
	・生ごみ ・紙くず ・衣類 ・革製品 ・布類 ・繊維くず ・紙おむつ ・おもちゃ ・文房具 ・日用雑貨類 ・落葉 ・毛布等 ・ぬいぐるみ他	生活系	・長辺 0.5m以内	・指定ごみ袋（可燃ごみ用）又は、45 リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・長辺 0.5m以内 ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45 リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	・プラスチック類 （フレコンバック、ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、FD、MO、レーザーディスク、レコード、人工芝、フィルム、ネット、ビニールシート、ビニールホース他)	生活系	・長辺 0.5m以内	・指定ごみ袋（可燃ごみ用）又は、45 リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。 ・(中身が空の) フレコンバックは折りたたみ紐で縛ること。 ・ブルーシートは折りたたみ紐で縛ること。	同一搬入者 1 日 100 kg以下
		事業系	・産業廃棄物のため搬入不可		
	・食用油	生活系		・食用油固形剤処理又は、古紙や布に染込ませた後、指定ごみ袋（可燃ごみ用（小））又は、25 リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。	同一搬入者 1 日 100 kg以下
		事業系	・産業廃棄物のため搬入不可		

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
可燃 ごみ	・剪定樹木 (ごみステーションに出す場合と長辺が異なります。)	生活系	・長辺1m以内 ・太さ0.1m以内	・土砂等を除去すること。 ・できる限り、乾燥させること。 ・竹は節を取るか縦に割ること。 ・飛散防止を施すこと。 ・フレコンバックに入れた状態でピットへ投入は出来ない。	同一搬入者1日 2,000 kg以下
		事業系	・長辺1m以内 ・太さ0.1m以内	・土砂等を除去すること。 ・できる限り、乾燥させること。 ・竹は節を取るか縦に割ること。 ・平ボディ車で搬入すること。 ・飛散防止を施すこと。 ・フレコンバックに入れた状態でピットへ投入は出来ない。 ・搬入する日が連続する場合及び2,000 kgを超える量がある場合は、施設管理者と協議すること。	同一搬入者1日 2,000 kg以下 ※搬入状況により1日 1,000kg以下に制限する場合あり
	・刈払いした草 (ごみステーションに出す場合と長辺が異なります。)	生活系	・長辺1m以内	・土砂等を除去すること。 ・できる限り乾燥させ、腐敗等をさせないこと。 ・竹は節を取るか縦に割ること。 ・飛散防止を施すこと。 ・フレコンバックに入れた状態でピットへ投入は出来ない。	同一搬入者1日 2,000 kg以下
		事業系	・長辺1m以内	・土砂等を除去すること。 ・できる限り乾燥させ、腐敗等をさせないこと。 ・竹は節を取るか縦に割ること。 ・平ボディ車で搬入すること。 ・飛散防止を施すこと。 ・フレコンバックに入れた状態でピットへ投入は出来ない。 ・搬入する日が連続する場合及び2,000 kgを超える量がある場合は、施設管理者と協議すること。	同一搬入者1日 2,000 kg以下 ※搬入状況により1日 1,000kg以下に制限する場合あり
	動物（ペット等）の死体 ・犬 ・猫 ・サル	生活系	・犬、猫は一般家庭のペットのみ ・サルは敷地内等において死骸で発見されたもののみ	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・中身が見えない袋に1頭ずつ入れること。	1頭につき 500円
	動物の死骸 ・有害鳥獣等	事業系	動物の死骸等の処理については、本施設で処理できる1日当たりの総量が200 kg程度であることから、事前申込制（協議）とする。 ・搬入を予定する場合は、本施設の休業日を除く搬入希望日の2日前までに申込を行い、搬入日、時間、量及び搬入方法等（ポリ袋等の使用ほか）を施設管理者から通知する。 ・長辺0.5m以下であること。（0.5m以下に切断済みであること。） ・仮埋却したものを掘起し処理する場合は、土砂等を除去すること。 ・畜産業及びペット等の繁殖業のものは、産業廃棄物のため搬入不可。		

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
不燃ごみ	可燃ごみ及び資源ごみに分別できない燃えないごみ又は燃やせないごみ ①内容物を確認するため、結束されているもの、ダンボール箱詰等は、原則として開梱し、職員による検査を受け、職員の指示する場所へ荷下ろしすること。 ②搬入物の長辺は、0.5m以内とする。(0.5m以下に切断済みであること。)				
	・金属雑貨類 ・陶磁器類 ・ガラスくず ・小型家電 ・スプレーカン ・ガスカートリッジ ・食油等で汚れたビン類、カン類など燃えないもの	生活系	・長辺 0.5m以内 ・スプレーカン、ガスカートリッジは使い切り、穴を開けること	・指定ごみ袋（不燃ごみ用）又は、45リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、廃棄物が袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置すること。 ・ビン類、カン類は中身を空にすること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・長辺 0.5m以内 ・スプレーカン、ガスカートリッジは使い切り、穴を開けること ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45リットル程度の透明なポリ袋に入れること。また、廃棄物が袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置すること。 ・ビン類、カン類は中身を空にすること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	乾電池	生活系 事業系は受入不可	・ボタン型電池・コイン型電池・鉛蓄電池は搬入不可のため、販売店のリサイクル回収等を利用すること	・使用済み乾電池は、+両極の端子を含めた銀色の金属部分全体に、セロハンテープ等を貼り絶縁すること。 ・南部衛生センター及び北部衛生センターへ直接搬入すること。なお、ごみステーションを利用する場合は、指定ごみ袋を使用せず、任意のポリ袋等に入れ、袋の表面に乾電池と明記のうえ、不燃ごみの収集日に排出すること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	小型充電式電池 ・スマートフォン ・加熱式たばこ ・モバイルバッテリー ・電気シェイバー ・電動歯ブラシ ・ハンディフォン ・ワイヤレスイヤホン ・小型ゲーム他	生活系 事業系は受入不可	・リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池を使用している製品のみ対象	・南部衛生センター及び北部衛生センターへ直接搬入すること。なお、双葉地方の各町村役場庁舎内及び双葉地方会館内に設置する回収ボックス（膨張や破損している小型充電式電池はパール缶）に排出することも可能。 ・使用済の小型充電式電池は、端子にビニールテープ等を貼り、絶縁すること。 ・電池が取り出せない製品は、そのまま排出すること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の 制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
粗 大 ご み	指定ごみ袋に入らない大きなごみ ①内容物を確認するため、結束されているものや箱詰等されているものは、原則として開梱し、職員による検査を受け、職員の指示する場所へ荷下ろしすること。 ②搬入物の長辺は、概ね2 m以内とする。(概ね2 m以下に切断済みであること。) ・粗大ごみ等は、せん断式破砕機で粉砕、振動篩、回転篩及び手選別等で選別するため、破砕機の処理能力等を超えないものとする。こと。 ・破砕機の処理困難物は、厚さ 2 mm以上の鉄板、直径 4.5 mm以上の丸鋼、板バネ、鋳物、スプリング、電線やワイヤー等の回転体に巻き付くもの、長辺寸法が概ね2 mを超えるもの、移送コンベアー等の処理設備を損傷する恐れのあるもの等であり、搬入時の職員検査に協力し、職員の指示に従うこと。				
	比較的小さいもので個別回収するもの ・電子レンジ・ガステーブル・小型食器洗浄機・小型食器乾燥機・湯沸し器・小型餅つき機・小型石油ストーブ・小型温風ヒーター・電気こたつ・布団乾燥機 ・扇風機・フロンガスを使用しない冷風機・フロンガスを使用しない除湿機(器)・加湿器・電気掃除機・小型ステレオ・ミシン・小型ランニングマシン・サーフィンボード・家庭用芝刈り機・ペット小屋・物干し台(コンクリート部を除く)・建具・布団・タンス(一辺 90cm 未満)・本棚(一辺 90cm 未満)・サイドボード・食器棚・厨房品・テーブル・椅子・鏡台・一人掛けソファ・ベビーベッド・ベビータンス・ベビーカー・子供用自転車・家庭用子供遊具・キャリーケース・その他類似品	生活系 1 個につき 620 円	・自己搬入若しくは事前申込により施設管理者が指定する日に有料で個別回収する。		
	上記より大きいもので個別回収するもの ・ベッド・ベッドマット・畳(同一者 1 日 20 枚まで)・二人掛け以上ソファ・タンス(90cm 以上)・両袖机・アコーディオンカーテン・浴槽(単体であること)・洗面化粧台(単体であること)・オルガン・大人用自転車・その他類似品	生活系 1 個につき 1, 120 円			
		事業系	・自己搬入すること(個別回収は出来ない)。 ・製造業その他の事業活動に使用した機器類、製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可		

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
資源 ごみ	ビン類 ・酒ビン ・ジュースビン ・醤油ビン ・調味料ビン他	生活系	・食油以外の食品が入っていたもので汚れないもの ・食油のビンは不燃ごみ	・指定ごみ袋（ビン類用）又は、25 リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、割れている場合は、袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置すること。 ・中身を空にすること	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・食油以外の食品が入っていたもので汚れないもの ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・25 リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、割れている場合は、袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置すること。 ・中身を空にすること	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	カン類 ・ビールカン ・ジュースカン ・焼酎カン ・菓子カン ・クッキーカン ・お茶カン ・缶詰カン ・海苔カン ・調味料カン他	生活系	・食油以外の食品が入っていたもので汚れないもの ・食油のカンは不燃ごみ	・指定ごみ袋（カン類用）又は、45 リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置すること。 ・中身を空にすること	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・食油以外の食品が入っていたもので汚れないもの ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45 リットル程度の透明なポリ袋等に入れること。また、袋等を突破り作業者にけが等を及ぼさないよう措置すること。 ・中身を空にすること	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
資 源 ご み	プラスチック製 容器包装 ・商品包装ポリ包 ・菓子包 ・ボトルラベル ・ボトルキャップ ・食品トレイ ・レジ袋他	生活系	・プラスチック製 容器包装のリサ イクルマークの あるもので、汚 れのないもの	・指定ごみ袋（プラスチック製容器包 装用）又は、45 リットル程度の透明 なポリ袋等に入れること。 ・二重三重に袋詰めしないこと。 ・食品トレイ等は軽く水で洗い汚れを 落とすこと。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・プラスチック製 容器包装のリサ イクルマークの あるもので、汚 れのないもの ・製造業等の原材 料として使用し た後の不要なも の及び製品とし て出荷できなか ったものについ ては、産業廃棄 物のため搬入不 可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45 リットル程度の透明なポリ袋等 に入れること。 ・二重三重に袋詰めしないこと。 ・食品トレイ等は軽く水で洗い汚れを 落とすこと。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	ペットボトル ・飲料用 ・酒用 ・醤油用 ・調味料用他	生活系	・ペットボトルの リサイクルマー クのあるもので、 油等の汚れのな いもの	・指定ごみ袋（ペットボトル用）又は、 45 リットル程度の透明なポリ袋等 に入れること。 ・キャップやラベルは剥がすこと。 ・中身を軽く水で洗い汚れを落と すこと。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・ペットボトルの リサイクルマー クのあるもので、 油等の汚れのな いもの ・製造業等の原材 料として使用し た後の不要なも の及び製品とし て出荷できなか ったものについ ては、産業廃棄 物のため搬入不 可	・指定ごみ袋は使用しないこと。 ・45 リットル程度の透明なポリ袋等 に入れること。 ・キャップやラベルは剥がすこと。 ・中身を軽く水で洗い汚れを落と すこと。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下

区分	具体例	生活系 事業系	搬入条件詳細		搬入量の制限等
			搬入制限等	搬入条件等	
資 源 ご み	紙パック ・牛乳用 ・ジュース用他	生活系	・内側が白色の紙製のもの ・内側が銀色のものは可燃ごみ	・中を軽く水洗いし切り広げて 10 枚程度ごとに紐で十字に縛ること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・内側が白色の紙製のもの ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・中を軽く水洗いし切り広げて 10 枚程度ごとに紐で十字に縛ること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
	古紙類 ・新聞紙 ・チラシ ・雑誌 ・書類 ・本 ・ダンボール ・紙製容器包装他	生活系	・油等で汚れた紙、油紙、感熱紙、蠟引き加工された紙、濡れている紙等は可燃ごみ	・新聞紙、チラシ、書類等は、A4 程度の大きさに折り、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・新聞紙は（新聞店が提供する等の）紙袋に入れないこと。 ・雑誌や本は、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・ダンボールは、一辺 1 m以下に折り、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・紙製容器包装等で小さめの紙は、紙袋に入れ、紐で縛ること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下
		事業系	・油等で汚れた紙、油紙、感熱紙、蠟引き加工された紙、濡れている紙等は、可燃ごみ ・製造業等の原材料として使用した後の不要なもの及び製品として出荷できなかったものについては、産業廃棄物のため搬入不可	・新聞紙、チラシ、書類等は、A4 程度の大きさに折り、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・新聞紙は（新聞店が提供する等の）紙袋に入れないこと。 ・雑誌や本は、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・ダンボールは、一辺 1 m程度に折り、高さ 30 cm程度に紐で十字に縛ること。 ・紙製容器包装等で小さめの紙は、紙袋に入れ、紐で縛ること。	同一搬入者 1 日 2,000 kg以下